

## 第 2 部

### 関東食料・農業・農村の動向



## 管内における特徴的な動き（トピックス）

### 1 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入

平成15年の食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）により、18年5月29日から農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、食品への個別の残留基準値が設定されていない場合であっても、これらが一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」）が導入されました。

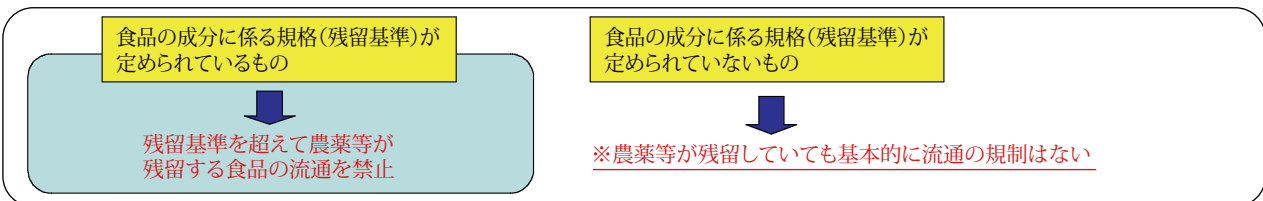
この一定量は、「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」（17年11月29日厚生労働省告示第497号）として、0.01ppmとされました。

ポジティブリスト制度の施行に伴って、残留農薬基準が設定されていない農薬や作物に対し、0.01ppmの一律基準が適用されることから、当管内においては、農薬が飛散するなど意図しない汚染を原因とする基準値違反を防止するため、制度の周知と飛散防止対策の強化に取り組んでいます（本文P. 80参照）。

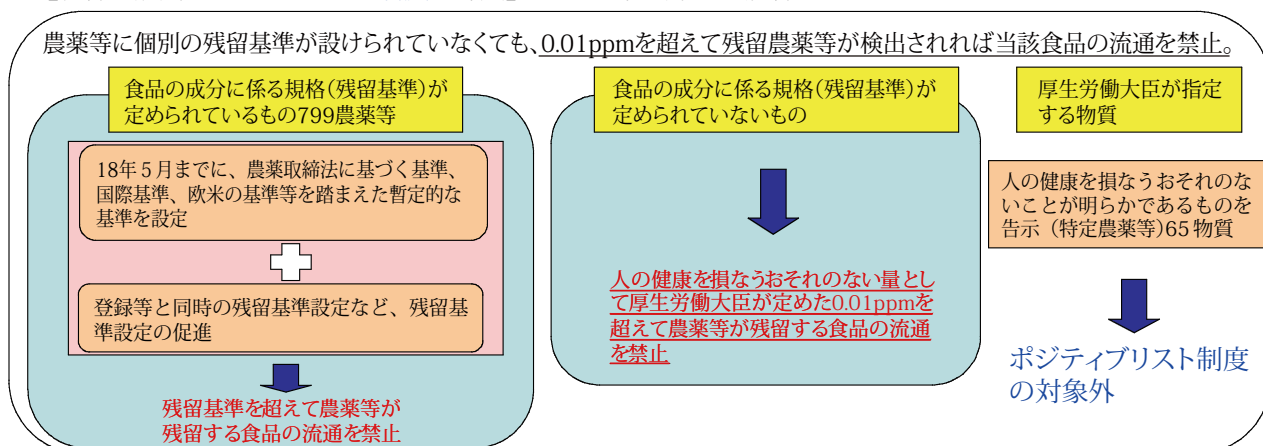
### 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入

#### 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品が対象

##### 【従来の規則】



##### 【現行の規則：ポジティブリスト制度の導入】……18年5月29日施行



## 2 高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

平成17年6月26日以降、茨城県で40事例、埼玉県で1事例、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

今回の一連の発生事例で検出されたウイルスは、感染した鶏に明確な臨床症状をもたらさない弱毒タイプのH5N2型で、弱毒タイプは我が国では初めてのものでした。

これらの発生に対する防疫措置として、家きん等へのまん延を防止するために、特定家畜伝染病防疫指針に沿って、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の飼養鶏の殺処分及び周辺農場の移動制限等の措置がとられ、感染があったことを示す抗体が検出されるもののウイルスが検出されない一部の農場については、弱毒タイプの特性を踏まえ、農場監視プログラムが適用されました。

18年2月21日までに殺処分命令の出された約336万羽すべての鶏の処分が完了し、鶏、卵等の移動制限も2月3日に解除されました。

また、ウインドレス鶏舎で、ウイルスが検出されず農場監視プログラム下におかれた鶏約242万羽についても、18年2月20日より、国及び県の支援のもとで生産者等が焼却処理を行い、4月21日にすべての処理が完了しました。

関東農政局では、茨城県における第1例目の発生を受け、17年6月27日に高病原性鳥インフルエンザ対策本部（本部長：関東農政局長）を設け、茨城県、埼玉県からの支援要請を受けて、他の関係機関、団体等とともに殺処分の支援、処分鶏の焼却場への輸送管理、連絡調整等のために延べ645名の職員を現地に派遣しました。

また、スーパー、百貨店等での鶏卵、鶏肉の販売状況について、巡回調査・指導を実施し、「発生地域の鶏肉・鶏卵は扱っておりません」などといった不適切な表示に対しては、自粛・改善の要請を行いました。

最初の発生の17年6月26日以降、延べ約2万8千店舗を調査し、不適切な表示のあった188店舗に対して改善を要請し、すべて自粛・改善されました(本文P. 83参照)。

さらに、消費者団体等に対して鶏肉・鶏卵の安全性に関する情報提供も行いました。

また、今回の発生原因等につきましては、現在、専門家により究明に取り組まれています。



処分鶏の殺処分



農政局職員による小売店舗の巡回調査

### 3 食事バランスガイドの普及活用

最近の食生活は、野菜の摂取不足、食塩・脂肪のとり過ぎ、男性を中心とした肥満者の増加、食品の廃棄などが問題となっています。また、食生活に関する情報が氾濫する一方、毎日の食事の大切さが忘れられがちとなっています。

平成12年3月、心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向け当時の厚生省、文部省、農林水産省により「食生活指針」が策定されましたが、この食生活指針は、まだ十分に国民に知られるものとはなっていません。また、具体的に何をどれだけ食べたらよいかといったことが示されていませんでした。

このため17年6月、食生活指針を実際の行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組合せやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」が厚生労働省と農林水産省により新しく作られました。

関東農政局では、「食事バランスガイド」を実際の食生活で活用していただくために、17年9月7日に「食事バランスガイド」関東地域ブロック説明会を開催したり、実際の活用例のPRを行い、普及活用に取り組んでいます（本文P. 86参照）。



## 食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

| 1日分   | 料理例  |
|---|--|
| <b>5-7 主食(ごはん、パン、麺)</b><br><small>200kcal</small> ごはんやパンの量で4杯程度 | 1杯 = ごはん1杯、パン1枚、麺1杯<br>1.5杯 = ごはん1.5杯、パン1.5枚、麺1.5杯   |
| <b>5-6 副菜(野菜、海藻類)</b><br><small>200kcal</small> 野菜料理3品程度        | 1杯 = 野菜炒め、煮物、揚げ物、漬物、豆腐、海藻類、納豆、煮干し、佃煮、お漬物、お茶、味噌汁<br>2杯 = 野菜炒め、煮物、揚げ物、漬物、豆腐、海藻類、納豆、煮干し、佃煮、お漬物、お茶、味噌汁 |
| <b>3-5 主菜(肉、魚、卵)</b><br><small>200kcal</small> 肉・魚・卵・大豆料理から3品程度 | 1杯 = 肉、魚、卵、大豆料理<br>2杯 = 肉、魚、卵、大豆料理<br>3杯 = 肉、魚、卵、大豆料理  |
| <b>2 牛乳・乳製品</b><br><small>200kcal</small> 牛乳だったら1本程度            | 1杯 = 牛乳1杯、ヨーグルト1杯、チーズ1杯、バター1杯、アイスクリーム1杯<br>2杯 = 牛乳2杯   |
| <b>2 果物</b><br><small>200kcal</small> みかんなどつじら2個程度              | 1杯 = みかん1個、りんご1個、バナナ1本、葡萄1串、いちご1パック、オレンジ1個、梨1個   |

※SVCはサービング(食事の摂取量の単位)の略

## 4 食料産業クラスターの形成促進に向けた取組

地域の食料産業（農業、食品産業、その他関連産業）の発展を図るためには、消費者ニーズを踏まえ、生産者、企業、関連団体、大学、試験研究機関、行政機関等との連携を密に、地域の農業生産の推進を強化しつつ、生産、流通、加工、販売を一体的にとらえた新たなアグリビジネスを創造していくことが重要となっています。

そこで、関東地域の食料産業にかかわる産学官の関係者によるネットワークを構築し、コスト低減、新商品開発・販路の開拓、環境保全等に資する情報交換、技術課題の検討や共同研究を推進するための新たな交流の場として、関東食料産業・先端技術クラスター連絡協議会（略称「関東食料・技術情報ネット」）を設けました（本文P. 97参照）。

### 設置年月日

平成17年6月28日(火)

### 会員数

94会員（農畜産業生産者、食品・食品関連企業及び団体、大学、試験研究機関、都県食料産業クラスター協議会、行政機関等）

### 取組事項

技術開発等のための助成・資金制度の紹介、都県食料産業クラスター協議会との連携による交流会の開催、試験研究等に関する情報の収集・提供等

### 《主な活動の概要》

#### 【『食料産業クラスター形成支援交流会』の開催】

期日：平成17年11月10日(木)

場所：ホテルグランド東雲（茨城県つくば市）

内容：産学官連携を通じた地域における新たな製品開発の取組方をテーマとした基調講演（メーカー、公設試験場、行政等）を踏まえ、意見交換を実施（参加者数：40名）

#### 【『フード・テクノフェア in つくば』の開催】

期日：平成17年11月11日(金)

場所：つくば国際会議場（茨城県つくば市）

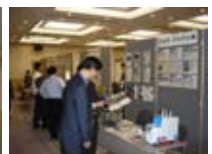
内容：・食料産業クラスター形成促進技術成果展示・

発表会（来場者数：449名）

・シンポジウム（千葉大学園芸学部齋藤修教授）（参加者数：約120名）

・特許・流通アドバイザーによる相談会、競争的研究資金説明会

（※同時開催：食品総合研究所 第3回研究成果展示会及び第23回公開講演会）



#### 【『知的財産の利活用と地域産品ブランド化セミナー』の開催】

期日：平成18年2月9日(木)

場所：石垣記念ホール（港区赤坂）

内容：新たな生産・製造技術等の導入とブランド化を進めるため、特許の利用促進や地域団体商標制度の利活用セミナー及び地域産品のブランド化に資する意見交換会を開催（参加者数：140名）

## 5 「農業経営体代表者との意見交換会」の開催

農林水産省では、平成17年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されたことを受け、省をあげて基本計画に基づく施策の推進に取り組んでいるところです。また、17年10月には基本計画に基づく施策を具体化するため、「経営所得安定対策等大綱」が決定されました。関東農政局では、これら施策を効果的・効率的に推進するため、農政局幹部が現地に赴き、地域で活躍する認定農業者や農業生産法人、集落営農組織等農業経営体の代表者との意見交換を行っています。

17年度は、茨城県、長野県、静岡県、神奈川県、千葉県、山梨県の6県で開催し、それぞれ6名の代表者の方に出席していただきました。

農政局からは、新基本計画や大綱等施策について説明を行い、経営体代表者の方からは経営の概要や課題、今後の展望などのほか、日頃から農業について感じていることや農政に対する要望など発表していただきました。



意見交換会にあわせて実施された現地視察の様子 山梨県「(有) ピーチ専科ヤマシタ」さんにて

経営体代表者の方から出された主な意見としては、担い手の育成や新規就農支援、農地制度の問題のほか、農薬の使用についての消費者の理解、食育、輸出、環境保全型農業の取組などがあり、幅広く意見交換を行いました。

この意見交換を通じ、農業経営の現状・課題等についての実態を把握し、今後の施策への反映を図っていくこととしています（本文P. 106参照）。



## 6 「2006関東米粉フェスタ」の開催

関東農政局では、米粉食品の普及・推進を目的に、平成18年2月1日、さいたま新都心で「2006関東米粉フェスタ」を開催しました。



当日は、約200名の一般消費者等が参加され、今なぜ米粉食品なのか、また、米粉食品がどういう状況にあるのか熱心に勉強されました。

静岡文化芸術大学文化政策学部の米屋武文教授による「米粉食品の普及に関する記念講演」では、地元の食品業者との共同研究で各種の米粉パンや米粉麺を開発し特許を申請中であること、米粉食品の普及には原材料コスト問題の解決や米の特性が製品に活かされることが重要で、今後は自給率向上のために米粉を大いに利用してほしいとの話がありました。

また、(財)埼玉県学校給食会の大沢事務局長からは、現在、地元の米と麦を使った米粉パン約200万食を県内の全小中学校の学校給食に供給しているが、子ども達の間では、給食に出る米粉パンは美味しいと評判がいいことから、米粉パンの回数を増やしていきたいとの話がありました。



その後、14社・団体から、米粉及び米粉で作ったパン、ケーキ、菓子、麺など新商品の展示試食会が開催され、参加者の皆さんは、多様な米粉食品を目で見て、舌で感じて高い評価をされていました。



これを機会に、一人でも多くの方が米粉食品に興味をもってくださることを期待しています(本文P. 119参照)。

これを機会に、一人でも多くの方が米粉食品に興味をもってくださることを期待しています(本文P. 119参照)。

## 7 担い手育成・確保の取組

農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等、農業の生産構造のぜい弱化<sup>きょうじん</sup>が進むなかで、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を構築することが、我が国の農政にとって待ったなしの課題となっています。

このようななかで、従来のようにすべての農業者を対象とした対策をこのまま継続していくのでは、我が国の農業に明るい展望が開けず、農業、農村が総崩れとなりかねない状況です。

このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を目指して、農業の構造改革を加速化するとともに、W T Oにおける国際規律にも対応し得るよう、これまですべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る対策（品目横断的経営安定対策）に転換することとし、平成17年3月25日に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」に盛り込まれました。

以上のことから、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化させていくこととし、農林水産省の「地域で考える担い手創成プロジェクトチーム」と「全国担い手育成総合支援協議会設立準備会」により、17年2月4日に「平成17年夏に向けた担い手育成の重点方針」が決定され、これを受けて、関東農政局では、「担い手育成・確保プロジェクトチーム」を設けました。

このプロジェクトチームにおいて、新基本計画における担い手育成に関する事項に対する正しい理解の啓発を進めるとともに、特に担い手の育成が急がれる土地利用型を中心に、地域水田農業ビジョンの実践・推進等との連携を図りつつ、

- ① 地域の担い手の認定農業者への誘導
- ② 集落営農の組織化・法人化
- ③ 「担い手経営安定対策」の加入促進

に重点的に取り組んできたところです。

具体的には、「担い手育成総合支援協議会の設立・活動支援行動」として、関東農政局幹部（一部県については、本省幹部）が都県及び地域段階の「担い手育成総合支援協議会」のメンバーと意見交換をすることにより、担い手への支援の集中化・重点化、集落営農の育成・法人化の推進等が求められている現状を踏まえて、各地域での担い手育成・支援を進めるに当たっての課題について対応策を話し合いました。

地域の担い手の認定農業者への誘導や集落営農の組織化・法人化に向けて、プロジェクトチームにおいて、担い手育成・確保活動の推進のためのリーフレット「担い手になるために」を作成し、市町村・J A・農業者の方々への啓発活動を実施しました。

また、担い手経営安定対策の加入促進に向けて、プロジェクトチームにおいてり

ーフレット『『担い手経営安定対策』に加入しよう!!』を作成し、各県の水田農業推進協議会が行う加入促進活動に活用していただきました。

新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、今後、農業経営に関する国の施策は、認定農業者と一定の要件を満たす集落営農組織に集中的・重点的に実施することとされました。

また、19年産からの導入が予定されている品目横断的経営安定対策についても、認定農業者や一定の要件を満たす集落営農組織等がその対象とされました。

これは、我が国の農業の担い手となるべき者を国として全力で支援していくという強い意識の現れです。

新たな経営安定対策の円滑な推進のためには、このような「担い手」が全国レベルで相当程度育成できていることが大前提となり、これを踏まえ、関東農政局においては、関係機関・団体等と連携し、局を挙げて担い手の育成・確保の推進に取り組みました（本文P. 126参照）。



「担い手になるために」(全8ページ)



『『担い手経営安定対策』に加入しよう!!』  
(全4ページ)

作成：関東農政局担い手育成・確保プロジェクトチーム

## 8 じっかせぎ 拾ヶ堰の施設整備にかかわる住民参加

### 国営かんがい排水事業「安曇野地区」で、用水路の維持管理活動に地域住民が応援

安曇野地区が所在する地域は、長野県のほぼ中央、松本盆地の北西に位置し、常念岳をはじめとする北アルプスを背景とした自然豊かな地域で、営々と続く農作業が四季折々の田園風景“心休まるふるさとの景観”を形づくっています。

本地域は中小河川によって形成された複合扇状地で、古くは平安時代から水田開発のための「堰（用水路）」の築造が行われ、既存用水路は農業用水の供給のみならず地域の排水機能も併せもっていましたが、地域の排水を充分受け入れるだけの能力を備えた施設でなかったため、用水路は大雨になると溢れ、農地や農村に災害が発生する状況が長年にわたり続いてきました。

このような背景のなかで、本地域全体にわたる用水路の抜本的整備を行うことにより、農業生産環境の改善や農業経営の安定と近代化を図る目的で平成7年から国営かんがい排水事業「安曇野地区」が実施されました。

本地域の代表的な堰である「拾ヶ堰」は、江戸時代の文化13年（1816年）に開削され、全長約15kmで水田約1,000haのかんがいを行っています。全長約15kmのうち8.4kmについて、本事業で新たに排水機能を付加させることとし、施設整備を進めてきました。

このうち未改修区間（約2km）については、管理用道路もなく水路沿いの樹木が十分管理されない土水路区間が存在し、施設管理者である拾ヶ堰土地改良区や近隣住民は、この区間からの漏水や樹木による近隣住宅への日照問題、落ち葉の処理などに苦慮して、早期改修を要望していました。

このようななか、地元有志からなる「拾ヶ堰と安曇野の景観を考える会」から現在の環境を残してほしいなどの意見が平成15年度に出されました。そのため15年度に実施予定の工事を先送りし、本事業により住民参加によるワークショップを開催して、より環境に配慮した工法や住民参加型の維持管理のあり方などについて検討することとしました。

15年11月から8回のワークショップ、3回の改修工法検討会、10回の維持管理検討会が開催され、地域の合意を得ながら自然石護岸や県産材の間伐材を利用した木柵の設置など、より環境に配慮した施設整備ができました。

また、住民参加による維持管理組織として「拾ヶ堰応援隊」が18年2月16日に設立され、拾ヶ堰土地改良区と連携を図りながら維持管理作業の支援ができる体制ができました。

「拾ヶ堰応援隊」の目的は、「拾ヶ堰の維持管理活動に参加することにより、拾ヶ堰に親しみ、将来にわたって安曇野の良好な環境を守っていくこと。」となっており、より多くの人達の参加を得て、地域ぐるみの適切な維持・管理により用水機能の効

果を十分発揮し、安曇野地域における美しい田園空間の保全と地域農業の持続的な発展、さらには地域の活性化が図られることが期待されています。

本事業は、高齢化、混住化が進み、地域の方々の価値観が多様化する今日の農村において、国営事業を地域の理解を得ながら円滑に実施し、また、事業完了後における維持管理や有効利用の体制づくりを進めるうえで、地域住民が自由に参加できるワークショップの開催が有効な手法の一つであることを、先駆的、具体的に示したものであり、この点において誠に意義深いと考えられます（本文P. 250参照）。



ワークショップの状況



ウォーキング・自然観察会



木柵設置の協働作業



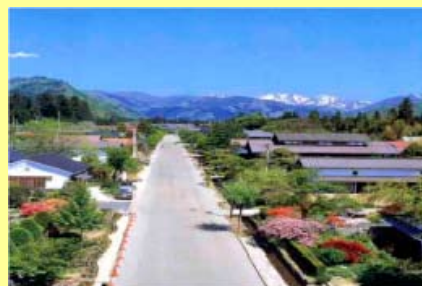
「拾ヶ堰応援隊」設立総会

## 9 景観の保全・形成に資する計画づくりに向けての取組

良好な景観を地域住民・行政が協働で整備・保全して、地域共通の資産として保全したり地域活性化を図る動きが各地で生じてきています（写真）。そこで、これら取組の趣旨を全国的に展開して、都市・農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、我が国で初めての景観についての総合的な法律である景観法（国土交通省・環境省・農林水産省共管）が17年6月に全面施行されました。本法は良好な景観形成を図るための基本理念や行政等の責務、地域住民・行政が協働した景観形成の取組についての制度を定めています。



御嶽山の豊かな農村景観  
（長野県木曾町）

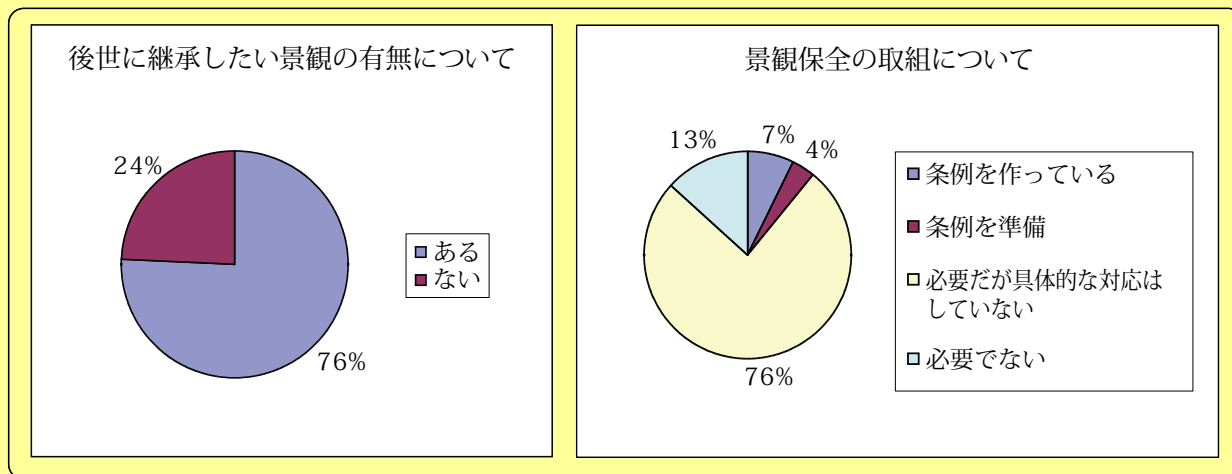


景観保全に取り組むたくみの里  
（群馬県みなかみ町）

関東農政局では、広く一般の方々にも「景観法」を知っていただき、住民参加で農山漁村地域に特有の良好な景観形成が図られるよう、制度概要を農政局のホームページに掲載しています。また、「景観農業振興地域整備計画」の策定に関し、管内市町村に対して17年7月に「景観に関する意識調査」を実施するとともに、市町村等に対し本制度の説明・PR等を行っています（本文P. 254参照）。

<参考<http://www.kanto.maff.go.jp/keikaku/keikaku.html>>

### ○管内市町村の景観に関する意識調査



資料：関東農政局農村計画部農村振興課調べ

注：管内 571 市町村を対象に 17 年 7 月に実施。491 市町村から回答（回収率 86%）